

令和元年第10回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月25日（金）

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

3) 議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について

4) 専 決 報 告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 13名

1 番	増	山	貞	男	君	2 番	倉	持		登	君		
3 番	中	村		明	君	4 番	小	島	一	男	君		
5 番	張	ヶ	谷	一	郎	君	6 番	青	木	徹	雄	君	
8 番	坂	路		誠	君	9 番	青	木	邦	夫	君		
10 番	大	島	か	づ	子	君	11 番	小	島	キ	ヨ	子	君
12 番	戸	賀	崎	邦	雄	君	13 番	後	藤		勇	君	
14 番	高	崎		勇	君								

欠席委員 1名

7 番 鈴 木 豊 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

1 番	鈴	木	徳	男	君	2 番	井	上	清	一	君
3 番	山	崎	松	男	君	4 番	今	野	秀	明	君
5 番	白	石	守	利	君	6 番	濱	田		茂	君
8 番	細	井	純	一	君	9 番	上	原	勝	正	君
11 番	加	藤		互	君	12 番	上	原	一	夫	君

欠席委員 2名

7 番 松 田 英 雄 君

1 0 番 川 島 広 伸 君

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 古 谷 崇

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 皆さん、こんにちは。雨の大変お足元の悪い中、農業委員会総会に出席いただきましてありがとうございます。本日は、鈴木委員、川島委員、松田委員が欠席というご連絡をいただいております。

また、台風19号につきましては、発生次の日、13日に農業委員会の連絡網を活用いたしまして、皆様には各地域のパトロール、またごみの処理等で大変お世話になりまして、ありがとうございます。桜井排水機場につきましても、12日から14日まで3日間回したということでございます。また21号が来ますけれども、今年は本当に大変台風に悩まされる年だなというふうに考えております。町も13日に避難勧告を出しまして、初めは3カ所の避難所だったのですが、それから小学校をプラス8校しまして、11カ所ということで避難所を開設したという形でございます。

今日の農業新聞と埼玉新聞の中では、稲わら焼却に関する事というのがあったようでございますので、これについては、国とか県から情報がありましたら、また皆さんを通じて情報提供させていただきたいと思います。

今日は、審議がちょっと少ないのですが、それが終わった後に農家を対象に9月に農地中間管理機構に係るアンケートを開始しまして、その中間報告等ございますので、それについて皆さん方にワークショップ的なものをお願いしたいなというふうに考えてございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、早速会長の挨拶からよろしくお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。大変足元の悪いというよりも悪天候の中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

また、せんだっての台風19号の災害緊急調査につきまして、皆さんのご協力で大過なく大きな被害もなく、杉戸町は済んだのかなという感じはしております。私はきのうの情報ですが、これはちょっとJA関係なのですが、都幾川が氾濫して東松山の農業倉庫に水が入って、9,000袋ばかりの米をだめにしてしまったという話をきのうちょっと聞いたところでございます。埼玉県内でも死亡者も出ましたし、さらに何カ所かで氾濫をしたということでございますので、そういった場所も勧告が出ましたけれども、何とか大きな被害はなくてよかったと思います。かなり、春日部のあそこは何というのですか、貯水槽。あと何時間も待たないで満タンになってしまったという話。また、話聞きましたら後処理が大変なのだそうです。要するに掃き出した後に大きなブルをおろして、中の泥をさらうのだそうです。大変お金と手間がかかることですが、よろしくお願いします。

また、農業委員会の関係につきましても、ちょうど今の体制、農業委員、また推進委員という形で、ちょうど丸一年が過ぎたわけでございます。皆さんのご協力で大過なく進んでおります。近辺の農業委員会の中身を聞いてみますと、杉戸町が一番団結力が強いというふうに私ははっきりと申し上げたいと思います。特に春日部市さんですと、推進委員さんは農業委員会に出るのは、その担当区域が議案にのったときだけ推進委員さんが来るというような話も聞きました。当然受け入れとかそういうものが違いますので、そういうことになるのかなという感じしますが、いずれにしても、杉戸町の場合の方針としては、農業委員、推進委員も一緒になって遊休農地の解消やそういうものを、具体的に積極的に協力し合ってやっていくというふうに進んでいきますので、今後もひとつよろしく願いを申し上げます。

話長くなりますので、この辺にさせていただきます。今日は大変ご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第の3でございます。議題に移りたいと思います。それでは、会長が議長のほどをよろしくお願いします。

たいと思います。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時の間、議長ということで進めさせていただきます。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1から1—4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字下野字山合〇〇〇、畑、988㎡。ナンバー1—2、大字下野字山合〇〇〇—〇、畑、783㎡。
ナンバー1—3、大字下野字山合〇〇〇—〇、畑、151㎡。ナンバー1—4、大字下野字山合〇〇〇—〇、畑、378㎡。
ナンバー1—1から1—4合計で2,300㎡。譲渡人、下野、〇〇〇〇、高野台西〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、下野、学校法人〇〇〇〇理事長、〇〇〇〇。転用目的、駐車場。

ナンバー1—1から1—4については、賃借人の〇〇〇〇が申請地を駐車場として利用するため、許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法の34条11号区域内の第2種農地で、転用による悪影響はないと思われます。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字下野、〇〇〇〇の校門前になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員10番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、10月の17日午前中、現地を確認してまいりました。譲受人の〇〇〇〇担当者の〇〇さんには、同じく午後確認しました。譲渡人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんには、同じく10月17日の午後確認いたしました。現地は〇〇〇〇に隣接しており、現在は畑も耕作しておらず、除草剤をまいて手入れが大変ということをおっしゃっていました。来校者の駐車場ということでお貸しすることになったそうです。

以上調査5項目につきましては、問題ございませんでした。

以上、報告を終わりにします。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第1号、ナンバー1—1から1—4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号 ナンバー2—1から2—4、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2—1、大字堤根字廣島〇〇〇〇—〇、田、208㎡。ナンバー2—2、大字堤根字廣島〇〇〇〇—〇、田、553㎡。ナンバー2—3、大字堤根字廣島〇〇〇〇—〇、田、441㎡。ナンバー2—4、大字堤根字廣島〇〇〇〇—〇、田、915㎡。合計2,117㎡。譲渡人、堤根、〇〇〇〇、堤根、〇〇〇〇。譲受人、幸手市、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。

ナンバー2—1から2—4については、譲受人の〇〇〇〇が申請地に分譲住宅7棟を建築するため、許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法34条11号区域内の第2種農地で、転用による悪影響はないと思われま

す。資金計画は、自社資金により計画しております。場所は、大字堤根、〇〇〇〇〇の北側になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員 3 番 調査報告いたします。

この案件につきましては、2月の総会に続きまして、残りの部分でございます。調査項目に基づき調査いたしてまいりました。譲渡人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、どちらも高齢にて、農機具もないため、今後農地を維持するのが困難と考え、譲渡するということでございます。〇〇〇〇については、ここに分譲住宅7棟を建設するということで間違いございません。

以上で報告を終わります。審議のほうをよろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。この件につきましてご質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移りますが、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第1号、ナンバー2―1から2―4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、利用権の設定を受ける者、春日部市、〇〇〇〇、利用権を設定する土地、大字才羽〇〇〇〇―〇、田、2,137㎡。

ナンバー2、同じく2156、田、3,189㎡。

ナンバー1、2合計で5,326㎡。設定する利用権は賃貸借、内容、田、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間、借賃は、年10アールあたり30キロ、こちらは物納ということでございます。利用権を設定する者、越谷市、〇〇〇〇、ナンバー1、ナンバー2については継続ということで、期間は更新の申請となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、継続案件でございますので、調査報告はございません。

これより質疑を受けたいと思いますが、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、ナンバー1から2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー3からナンバー10、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー3、利用権の設定を受ける者、春日部市、〇〇〇、利用権を設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇、畑、238㎡。

ナンバー4、同じく〇〇〇〇、畑、142㎡。

ナンバー5、同じく〇〇〇〇—〇、畑、62㎡。

ナンバー6、同じく〇〇〇〇、畑、204㎡。

ナンバー7、同じく〇〇〇〇—〇、畑、49㎡。

ナンバー8、同じく〇〇〇〇—〇、畑、42㎡。

ナンバー9、同じく〇〇〇〇—〇、畑、33㎡。

ナンバー10、同じく〇〇〇〇—〇、畑、77㎡。

ナンバー3からナンバー10合計で847㎡。設定する利用権、賃貸借、畑、始期、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間、借賃は年10アール当たり5,000円。利用権を設定する者、深輪、〇〇〇〇。

こちらもナンバー1と同様に継続となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件も調査報告はございません。

ご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー3からナンバー10、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第2号、ナンバー11から、これ公社の関係でございますので、関連がございますので、最後まで事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー11からナンバー29については、農地中間管理機構であります埼玉県農林公社への貸し付けとなります。利用権の設定を受ける者は、全て農林公社となります。利用権を設定する土地、ナンバー11、大字堤根〇〇〇、田、1,663㎡。

ナンバー12、大字堤根字池之房〇〇〇〇、田、971㎡。

ナンバー13、同じく〇〇〇〇、田、998㎡。

ナンバー14、同じく〇〇〇〇、田、561㎡。

ナンバー15、同じく〇〇〇〇、田、561㎡。

ナンバー16、大字本郷字東上〇〇〇—〇、田、442㎡。

ナンバー17、同じく〇〇〇—〇、田、360㎡。

ナンバー18、同じく〇〇〇—〇、田、128㎡。

ナンバー19、同じく〇〇〇—〇、田、541㎡。

ナンバー20、同じく〇〇〇—〇、田、211㎡。

ナンバー21、同じく〇〇〇—〇、田、575㎡。

ナンバー22、同じく298—1、田、572㎡。

ナンバー11からナンバー22、合計で7,583㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇。

こちらの11番から22番までは、全て田んぼとしての利用になります。設定する利用権は賃貸借。内容、田。始期、令和2年1月1日から終期、令和11年12月31日までの10年。借賃は、年10アール当たり30キロ相当、物納となっております。

ナンバー23、大字屏風〇〇—〇、畑、2,032㎡。

ナンバー24、同じく〇〇—〇、畑、1,192㎡。

ナンバー25、同じく〇〇—〇、畑、500㎡。

ナンバー26、同じく〇〇—〇、畑、702㎡。

ナンバー23からナンバー26合計で4,426㎡。利用権を設定する者、屏風、〇〇〇〇。

ナンバー27、大字椿〇〇〇—〇、畑、1,204㎡。

ナンバー28、同じく〇〇〇—〇、畑、1,037㎡。

ナンバー29、同じく〇〇〇—〇、畑、1,220㎡。

ナンバー27から29、合計で3,461㎡。利用権を設定する者、川口市、〇〇〇〇。

23から29までの7筆については、畑としての利用となります。設定する利用権は使用貸借、内容、畑、令和2年1月1日から令和11年12月31日の10年間となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、公社の案件でございますが、何かご質疑ございますか。

ないようでしたら、採決に移りますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、ナンバー1からナンバー29、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちらでございますが、議案第2号の埼玉県農林公社分19件について、実際に耕作する方への配分と既に配分されている42件について耕作者を変更する計画となっております。

内容といたしまして、埼玉県農林公社分19件については、〇〇〇さんが7,583㎡、〇〇〇〇さんが7,887㎡、合計1万5,470㎡ございます。また、耕作者の変更につきましては、〇〇〇〇さんが998㎡、〇〇〇〇さんが3,740㎡、〇〇〇さんが1,955㎡、〇〇〇さんが2万670㎡、合計2万7,363㎡でございます。

計画の内容については以上でございます、こちらは地権者と耕作者、それぞれどちらにも合意をいただいておりますので、通常どおり意見なしの回答になるのではないかと事務局のほうでは考えております。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご意見ございますか。意見は特になしということでご報告をしたいと思っておりますので、よろし

いですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

○書記 それでは、専決報告につきまして報告させていただきます。

専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、高野台南〇丁目〇〇—〇〇、畑、面積93㎡。申請人、高野台南〇丁目、〇〇〇〇。転用目的、アパート敷地。令和元年9月13日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

○局長 全体を通して長くなりましたけれども、ご質問等ございますか。よろしいですか。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会の挨拶を副会長にお願いいたします。

○副会長 これをもちまして第10回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、11月27日水曜日15時より杉戸町役場第1庁舎3階会議室を予定しております。長い間ご苦勞さまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年10月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 小 島 一 男

署 名 委 員 張 ケ 谷 一 郎